

4. 路面及び路盤調査共通仕様書

平成 28 年 10 月

第 1 章 総則	1
第 1 条 適用範囲	1
第 2 条 業務計画書	1
第 3 条 支給材料	1
第 4 条 業務確認	1
第 5 条 成果品	1
第 6 条 再調査	1
 第 2 章 調査	 2
第 7 条 現地踏査及びマーキング	2
第 8 条 測定方法	2
第 9 条 ひびわれ調査	2
第 10 条 わだち掘れ調査	2
第 11 条 平坦性調査	2

第 1 章 総則

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、兵庫県県土整備部の施行する道路管理のための路面及び路盤調査（以下「調査」という。）に適用する。
2. この共通仕様書に記載されている事項以外は、地質・土質調査業務共通仕様書によるものとする。

第2条 業務計画書

受注者は、地質・土質調査業務共通仕様書第 112 条による他、交通安全管理の事項を記載した業務計画書を提出しなければならない。

第3条 支給材料

1. 受注者は、支給材料について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け常にその残高を明らかにしておかなければならない。
2. 受注者は、業務完了後（完了前であっても業務工程上支給材料の精算が行えるものについてはその時点）には、支給品精算所をすみやかに監督員に提出しなければならない。

第4条 業務確認

受注者は、主要な調査段階の区切り目等において監督員の指示した箇所については、監督員の承諾を得なければ次の業務を進めてはならない。

第5条 成果品

1. 成果品は、地質・土質調査業務共通仕様書第 117 条、および設計図書に定めるものの他は、舗装調査・試験法便覧（社団法人日本道路協会）に準じて作成し、提出するものとする。
2. 用紙、様式等については、監督員の承諾を得なければならない。

第6条 再調査

受注者は、目的物の引渡しをした後 3 年以内に調査成果にかしが発見された場合は、発注者の請求により請負者の責任においてただちに再調査を行うものとする。

ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

第2章 調査

第7条 現地踏査及びマーキング

路面調査に先立ち現地踏査を実施し、調査区間起終点、距離標及び著名な構造物、管理境が測定時に撮影した記録媒体等から確認できるように路面にマーキングを行うものとする。

第8条 測定方法

測定方法について、設計図書等に示されたものの他は、舗装調査・試験法便覧（社団法人日本道路協会）に準じて行うものとする。

第9条 ひびわれ調査

調査対象とする精度（確認するクラック幅）については、監督員と協議のうえ決定する。

第10条 わだち掘れ調査

調査対象区間又は代表区間のわだち掘れ深さは、各断面としてあらわし、測定は20m間隔を標準とする。

第11条 平坦性調査

平坦性の測定は、外側のわだち底部とする。